

平成 30 年三重県議会定例会
予算決算常任委員会 総務地域連携分科会説明資料
目 次

◎議案補充説明

- 1 議案第 9 号
平成 30 年度三重県一般会計予算【地域連携部関係】について 1

- 2 議案第 2 号
平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）【地域連携部関係】について
. 19

- 3 議案第 81 号
平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）【地域連携部関係】について
. 21

- 4 議案第 29 号
三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例の一部を改正する条例案について 25

◎所管事項

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告
について 29

平成 30 年 3 月 12 日
地域連携部

1 議案第9号 平成30年度三重県一般会計予算【地域連携部関係】について

(1) 平成30年度当初予算主要事業

地域連携部

政策名、施策名及び事業の内容

《政策名：スポーツの推進》

〈施策名：(241) 競技スポーツの推進〉

- | | | |
|---|--|---------------------------------------|
| 1 | (一部新) 競技力向上対策事業 | 340,000千円
【(24101) 競技力の向上】 |
| | (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費) | |
| | 平成30年の全国高等学校総合体育大会及び国民体育大会や平成33年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、これまでの強化対策の取組をより充実させます。特に、ジュニア・少年選手の育成と、三重とこわか国体の後も継続して三重の競技スポーツを担う人材を育むため、「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」により、優れた指導者の養成と指導体制の構築に取り組みます。 | |
| 2 | 第76回国民体育大会開催準備事業 | 567,739千円
【(24102) 国民体育大会の開催準備の推進】 |
| | (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費) | |
| | 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備を着実に進めます。広報においてはイメージソングやダンスを活用し、広報ボランティアとともにさまざまな広報活動を展開します。また、より多くの県民の皆さんに国体を支えていただきたいため、8月から募金・企業協賛制度をスタートさせます。あわせて、会場地市町や各競技団体等と連携し、会場地市町等における施設整備への支援、輸送・交通対策や宿泊施設の確保、式典内容の検討などの取組を進めます。 | |
| 3 | 第21回全国障害者スポーツ大会開催準備事業 | 13,429千円
【(24102) 国民体育大会の開催準備の推進】 |
| | (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費) | |
| | 三重とこわか大会の開催に向け、三重県準備委員会等を開催し、各種方針・計画を策定するとともに、会場地市町や競技団体と連携し、情報支援ボランティアや競技役員など大会を支える関係者の計画的な養成を行います。 | |

政策名、施策名及び事業の内容

- 4 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿事業 417,955千円
【(24103) スポーツ施設の充実】
(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)
指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効率的・効果的な管理運営を行うとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、施設・設備の老朽化対策にかかる改修等を行います。
- 5 三重交通G スポーツの杜 伊勢事業 252,511千円
【(24103) スポーツ施設の充実】
(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)
指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効率的・効果的な管理運営を行うとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、陸上競技場の周辺施設整備を行います。
- 6 県営松阪野球場事業 30,532千円
【(24103) スポーツ施設の充実】
(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)
指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効率的・効果的な管理運営を行うとともに、三重とこわか国体の開催に向け、施設改修を行います。

〈施策名：(242) 地域スポーツと障がい者スポーツの推進〉

- 1 地域スポーツ推進事業 40,881千円
【(24201) 地域スポーツの活性化】
(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図るため、みえのスポーツフォーラムの開催などスポーツ推進月間における取組を行うとともに、総合型地域スポーツクラブに対する効果的な支援やスポーツ関係団体が行う事業の支援等を行います。また、三重県スポーツ推進条例のめざす姿の実現に向けて、第2次スポーツ推進計画を策定します。
- 2 地域スポーツイベント開催事業 15,584千円
【(24201) 地域スポーツの活性化】
(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
県民の皆さんがスポーツに親しむ機会の充実を図るため、引き続き、みえスポーツフェスティバル及び美し国三重市町対抗駅伝を開催します。

政策名、施策名及び事業の内容

- 3 (一部新) スポーツを通じた地域の活性化支援事業 6,398千円
【(24201) 地域スポーツの活性化】
(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
東京オリンピック・パラリンピックフラッグツアールを実施し、東京オリンピック・パラリンピックを県民の皆さんに周知し、スポーツ推進の機運醸成を図ります。あわせて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019のキャンプ地誘致の実現に向けた取組をさらに進めます。また、日本スポーツツーリズム推進機構(JSTA)の協力を得て、市町等のスポーツによる地域活性化の取組を支援するとともに、みえのスポーツ応援隊を運営し、スポーツイベントの開催を支援します。

《政策名：地域の活力の向上》

〈施策名：(251) 南部地域の活性化〉

- 1 (新) 豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツまるごとPR事業 1,700千円
〈事業実施期間：平成30年度〉
【(25101) 住み続けたいくなる取組】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
複数市町が連携して行う、南部地域の豊かな自然をいかしたアウトドアスポーツの魅力を発信することで誘客促進や産業振興等を図る取組について、南部地域活性化基金等を活用して支援します。
- 2 南部をめぐるバイク旅促進事業 5,000千円
【(25101) 住み続けたいくなる取組】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
複数市町が連携して行う、ライダーに向けて南部地域の魅力ある観光スポット等の情報を発信することで誘客促進や産業振興等を図る取組について、南部地域活性化基金等を活用して支援します。
- 3 子どもの地域学習推進事業 500千円
【(25102) 戻りたいくなる取組】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
複数市町が連携して行う、若者が地域について学び、愛着を育むとともに将来の地域を担う人材を育てる取組について、南部地域活性化基金等を活用して支援します。

政策名、施策名及び事業の内容

- 4 (新) 地域インターン推進事業 2,650 千円
 <事業実施期間：平成 30 年度～平成 31 年度>

【(25102) 戻りたくなる取組】

(第 2 款 総務費 第 6 項 地域振興費 1 地域振興費)

複数市町が連携して行う、南部地域の小規模事業者等を対象としたインターンシップを実施することで U・I ターン就職を促進する取組について、南部地域活性化基金を活用して支援します。

- 5 選ばれる南部地域を目指して推進事業 7,936 千円

【(25103) 暮らしたくなる取組】

(第 2 款 総務費 第 6 項 地域振興費 1 地域振興費)

地域おこし協力隊等を対象に、活動内容に合わせたアドバイスや研修を行います。また、南部地域での生き生きとした暮らし等を情報発信するとともに、地域への関心を深めるための交流会を開催するなど、市町の定住に向けた取組について、南部地域活性化基金等を活用して支援します。

<施策名：(252) 東紀州地域の活性化>

- 1 東紀州地域振興推進事業 4,029 千円

【(25201) 地域の自立に向けた環境整備】

(第 2 款 総務費 第 6 項 地域振興費 1 地域振興費)

東紀州地域振興公社において、地域と一体となって、観光振興、産業振興、まちづくりを推進し、地域の活性化につなげます。

- 2 熊野古道センター運営事業 68,266 千円

【(25202) 地域資源を生かした集客交流】

(第 2 款 総務費 第 6 項 地域振興費 1 地域振興費)

熊野古道の価値や地域の魅力を情報発信するため、熊野古道を核とする企画展や地域と連携した交流イベントの開催等を行います。

- 3 紀南中核的交流施設整備事業 285,437 千円

【(25202) 地域資源を生かした集客交流】

(第 2 款 総務費 第 6 項 地域振興費 1 地域振興費)

事業者に対して施設整備等にかかる初期投資費用の一部を補助するとともに、成果の検証結果をもとに、今後の事業運営について検討し、方向性を定めます。

政策名、施策名及び事業の内容

- 4 (一部新) 熊野古道活用促進事業 18,435 千円
 【(25202) 地域資源を生かした集客交流】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
 熊野古道世界遺産登録15周年に向けて、熊野古道への来訪を促進するため、子どもや若者等を対象とした保全活動体験など熊野古道の価値を次世代に伝える取組、伊勢路ナビやスマホ向けスタンプラリーなど伊勢から熊野までの観光スポットを紹介しつなぐ取組、英語によるモデルコースや交通アクセスの案内など具体的な情報発信等を進めます。
- 5 (一部新) 世界に拓く東紀州観光地域づくり支援事業 5,855 千円
 【(25202) 地域資源を生かした集客交流】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
 国内外からの来訪者に対応できるよう、東紀州地域の市町等が連携して行う観光地域づくりの取組を促進するため、外国人アドバイザーを派遣し宿泊施設等への助言等を行うとともに、観光専門人材の育成等を支援します。
- 6 (一部新) 選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業 9,123 千円
 【(25203) 地域資源を生かした産業振興】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
 東紀州地域の市町や関係団体が連携して行う地域産品の高付加価値化や販路拡大等、選ばれる東紀州地域をめざす取組を支援します。また、観光サービスのブラッシュアップ等、来訪者の満足度の向上を図る取組を支援します。

〈施策名：(253) 中山間地域・農山漁村の振興〉

- 1 みえのみらいづくり塾開催事業 4,352 千円
 【(25301) 中山間地域等における持続可能なコミュニティづくり】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
 中山間地域等での、住民が主体となった地域づくり活動に意欲のある将来の担い手などを対象に、地域づくりに関するワークショップ手法の学習などを含む研修を市町と連携して実施し、今後の地域活動を担う人材を育成します。
- 2 地域活性化支援事業 3,143 千円
 【(25302) 過疎・離島・半島地域の振興】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
 過疎地域等条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組に対して支援します。

政 策 名、 施 策 名 及 び 事 業 の 内 容

〈施策名：(254) 移住の促進〉

- 1 (一部新) ええとこやんか三重移住促進事業 37,421千円
【(25401) 移住促進に向けた情報発信の推進】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継(担い手)など、多様な就労情報を掘り起こすとともに、大都市圏においてプロモーションを展開することなどにより、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。また、移住の決定に有効な、地域と交流する機会を創出する現地訪問への誘導を強化します。
- 2 移住促進のための市町支援事業 360千円
【(25402) 移住受入体制の整備】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
多様な就労情報の掘り起こしやワークもライフも充実した「暮らし方」の発信について、その効果的な方法や課題を県・市町が相互に情報共有し、検討する機会を設けます。

〈施策名：(256) 市町との連携による地域活性化〉

- 1 地域づくり調整事業 22,649千円
【(25601) 市町との連携・協働による地域づくり】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組めます。
- 2 宮川流域圏づくり推進事業 2,912千円
【(25601) 市町との連携・協働による地域づくり】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
地域が主体的に取り組む地域づくりを促進するため、引き続き「宮川流域ルネッサンス協議会」に参画し、宮川流域圏づくりを推進します。
- 3 市町振興事務費 8,481千円
【(25602) 市町行財政運営の支援】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 2 市町振興費)
市町が行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営を行うことができるよう、適切な助言や支援を行います。

政策名、施策名及び事業の内容

- 4 特定振興地域推進事業 12,470千円
【(25603) 特定地域の活性化】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
大仏山地域に整備した散策路等の適切な維持管理を行うとともに、将来の多様な主体の参画に向けた検討を進めます。
- 5 木曾岬干拓地整備事業 990,136千円
【(25603) 特定地域の活性化】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
県土地開発公社が国から先行取得した土地の買戻し、排水機場の修繕や維持管理・わんぱく原っぱの維持管理等を行うとともに、土地利用計画に基づく土地利用に向けての取組を進めます。
- 6 奥伊勢湖環境保全対策協議会負担金 5,000千円
【(25603) 特定地域の活性化】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るための活動を支援します。また、宮川の流量回復等の課題については、宮川流域振興調整会議等を活用して検討を進めます。

《政策名：安心と活力を生み出す基盤》

〈施策名：(352)公共交通の確保と活用〉

- 1 地方バス路線維持確保事業 254,921千円
【(35201) 生活交通の維持・確保】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
地域間を結ぶ幹線バスの運行経費等に国と協調して補助するほか、県の生活交通確保対策協議会、市町の公共交通会議等において、地域公共交通の維持・確保に取り組みます。
- 2 鉄道利便性・安全性確保等対策事業 152,456千円
【(35201) 生活交通の維持・確保】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
地方自治体を含む中小鉄道事業者が行う鉄道の安全性・利便性の向上を図るための施設整備等や、鉄道事業者が行う施設の耐震対策について、国や沿線市町等と協調して支援します。

政策名、施策名及び事業の内容

- 3 伊勢鉄道基盤強化等対策事業 83,707千円
【(35203) 広域交通ネットワーク機能の向上】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
伊勢鉄道株式会社が行う安全性・利便性の向上を図るための施設整備等について、国の制度を活用しながら関係市町等と連携して支援します。
- 4 モビリティ・マネジメント力育成事業 847千円
【(35202) モビリティ・マネジメント力の向上】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
環境や健康、渋滞緩和、並びに運転免許返納への対応など様々な観点から自家用車や公共交通などの移動手段を適切に使い分ける「モビリティ・マネジメント」に関する研修や啓発、仕組みづくりに市町や交通事業者等と連携して取り組みます。
- 5 航空関係費 16,367千円
【(35203) 広域交通ネットワーク機能の向上】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
中部国際空港利用促進協議会や関西国際空港全体構想促進協議会等の活動を通じて、本県へのインバウンド及びアウトバウンドの増加に資する両空港の利用促進や機能の充実等に取り組みます。
- 6 (一部新) リニア中央新幹線関係費 9,000千円
【(35203) 広域交通ネットワーク機能の向上】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
三重・奈良・大阪ルート及び県内駅位置の早期確定、東京・大阪間の早期全線開業に向け、関係府県、経済団体等と連携したJR東海への提案活動や国への働きかけを進めるとともに、2027年の東京・名古屋間先行開業を見据えたりニア効果の調査等に取り組みます。

〈施策名：(354) 水資源の確保と土地の計画的な利用〉

- 1 工業用水道事業会計出資金 298,364千円
【(35401) 水資源の確保と水の安全・安定供給】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)
県勢振興のため先行的に確保している水源の工業用水に係る償還金等について、一般会計から工業用水道会計に出資します。

政策名、施策名及び事業の内容

- 2 地籍調査費負担金 130,107千円
(159,357千円 ※H29年度2月補正(その1)含みベース)
【(35402) 土地の基礎調査の推進】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)
土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図ることとし、地籍調査を実施する市町に対して、その取組を支援します。
- 3 社会資本整備円滑化地籍整備交付金 97,095千円
【(35402) 土地の基礎調査の推進】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)
防災・減災等に向けた社会資本整備を計画している地域において、事業効果の早期発現や災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を実施する市町に対して、その取組を支援します。

《行政運営》

〈行政運営名：(6) 情報システムの安定運用〉

- 1 情報ネットワーク維持管理費 388,878千円
【(40601) 行政WAN等の基幹ネットワークの安定した運用】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)
県業務の基盤である情報ネットワークについて、業務の効率化に資するため、情報セキュリティを確保しつつ、安定運用に努めます。
- 2 IT投資の効率化事業 77,399千円
【(40602) 全庁の情報システム適正化】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)
全庁の情報システムの適正化を図るため、外部専門家の助言を受けながら、システムの審査、評価、支援を行うとともに、統合サーバやリモート保守環境の再構築に取り組みます。
- 3 申請・届出等オンライン受付システム整備推進事業 17,800千円
【(40603) ITを活用した行政サービスの提供】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)
電子申請・届出システムの安定運用を行い、いつでも、どこからでも県の行政手続きができるよう行政サービスの向上に努めます。

政策名、施策名及び事業の内容

4 地域情報化推進事業

76,550 千円

【(40604) 情報通信環境の格差是正と市町の支援】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)

県全域の共有デジタル地図の更新に向けて、市町と共同で整備を進めるとともに、携帯電話の不通話地域の解消等に取り組みます。

平成30年度一般会計当初予算 主な債務負担行為一覧表

事 項	期 間	限度額	左の財源内訳		説 明
			県 費	その他	
三重県共通機能基盤 (統合サーバ等) 再構 築及び運用保守業務委 託に係る契約	平成31年度 ～ 平成37年度	千円 661,901	千円 400,901	千円 261,000	三重県共通機能基盤(統合 サーバ等)の再構築及び運 用保守業務を委託すること に伴うもの
三重交通G スポーツ の杜 鈴鹿の指定管理 に係る協定	平成30年度 ～ 平成35年度	1,565,649	1,564,144	1,505	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿に係る指定管理者の指 定に係る協定を締結するた め
三重交通G スポーツ の杜 伊勢の指定管理 に係る協定	平成30年度 ～ 平成35年度	331,200	330,825	375	三重交通G スポーツの杜 伊勢に係る指定管理者の指 定に係る協定を締結するた め
三重県営松阪野球場の 指定管理に係る協定	平成30年度 ～ 平成35年度	105,000	105,000	-	三重県営松阪野球場に係る 指定管理者の指定に係る協 定を締結するため

(2) 県営施設に係る指定管理者の更新に伴う債務負担行為の設定について

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 の指定管理に係る協定	平成30年度 ～平成35年度	1,565,649
三重交通G スポーツの杜 伊勢 の指定管理に係る協定	平成30年度 ～平成35年度	331,200
三重県営松阪野球場の指定管理 に係る協定	平成30年度 ～平成35年度	105,000
三重県営ライフル射撃場の指定 管理に係る協定	平成30年度 ～平成35年度	2,010

指定管理者制度活用の方針について

1 指定管理者を更新する施設

平成26年4月1日に第3期目の指定管理者制度を導入している次の4施設については、平成31年3月31日をもって指定期間が満了することから、指定管理者の更新にかかる手続きを行います。

[指定管理者制度を導入している4施設と現在の指定管理者]

- ・三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）
[三重県体育協会グループ]
- ・三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）
[三重県体育協会グループ]
- ・三重県営松阪野球場 [（公財）三重県体育協会]
- ・三重県営ライフル射撃場 [三重県ライフル射撃協会]

2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより各施設の効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲（主な業務内容）

- ・事業実施に関する業務
- ・施設の運営に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の利用許可等に関する業務
- ・施設利用に係る料金の収受に関する業務

(3) 利用料金制採用の考え方

施設の管理運営にあたって、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営をめざして、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

(4) 指定管理者の指定期間（予定）

本県における指定管理者の指定の手続き等に関して必要な事項を定めた「指定管理者制度に関する取扱要綱」第4条に規定する指定期間の標準に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とします。

(5) 各施設個別の基本的事項

次の各事項については、別紙「各施設個別の基本的事項」のとおりです。

- ①施設の概要（所在地、構造規模等）
- ②施設の設置目的（役割）
- ③施設運営の基本的な方向性（運営方針）
- ④成果目標
- ⑤指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

3 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

募集を行う4施設については、民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定します。

なお、三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）と三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）については、各競技団体が行う競技大会等に関し、相互に調整を行ったうえで運営を行っていることから、両施設を一体的に管理することとし、一つの指定管理者を募集します。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、男女比などを考慮の上、学識経験者、公認会計士、競技スポーツ関係者、地域スポーツ関係者、利用者代表（公募により選定）による計5名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- ④事業計画の内容が、施設等の管理にかかる経費の縮減を図るものであること
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後の日程に関する事項（予定）

30年2月	平成30年2月定例会に、債務負担行為設定の 予算議案を提出
6月～	選定委員会の開催（審査基準、配点表等を決定）
7月	募集開始
10月	平成30年9月定例会に、指定管理候補者の選定状況を 報告
11月	指定管理候補者の決定 平成30年11月定例会に、指定管理者指定議案を提出
31年1月	指定管理者の指定
2月	指定管理者と協定締結
4月	指定管理者による施設管理開始

別紙「各施設個別の基本的事項」

事 項		三重県営鈴鹿スポーツガーデン (愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿)	三重県営総合競技場 (愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢)	三重県営松阪野球場	三重県営ライフル射撃場
施設の概要	所在地	鈴鹿市御園町 1669 番地	伊勢市宇治館町 510 番地	松阪市立野町 1370	津市中村町字国主谷
	構造規模等	<p>□敷地面積 391,000 m²</p> <p>(第1期)</p> <p>○サッカー・ラグビー場 (H4. 10. 11 供用開始) メイングラウンド面積 14,432 m² 第1・2グラウンド面積 25,500 m² 第3・4グラウンド面積 28,600 m² メインスタンド地上3階鉄筋コンクリート造</p> <p>(第2期)</p> <p>○屋内水泳場 (国際公認、JOC 認定競技別強化センター指定施設) (H9. 7. 12 供用開始) 建築面積 10,185 m²、延面積 18,807 m²、地上3階地下1階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)</p> <p>○庭球場 (H9. 7. 12 供用開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟：建築面積 472 m²、延面積 1,168 m² 地上3階鉄筋コンクリート造 ・センターコート：建築面積 1,581 m²、延面積 1,987 m²、地上2階鉄筋コンクリート造 ・シェルターコート：建築面積 3,465 m²、延面積 3,031 m²、地上1階鉄筋コンクリート造 ・屋外テニスコート：延面積 16,100 m² ・屋外テニスコントロール棟：建築面積 78 m² 延面積 105 m²、地上2階鉄筋コンクリート造 <p>(第3期)</p> <p>○体育館 (H19. 4. 1 供用開始) 延面積 4,308 m²、アリーナ面積 2,010 m² 地上2階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)</p> <p>(第3期以降)</p> <p>○多目的広場 (H17. 9. 1 供用開始) 面積 5,212 m²</p> <p>○クライミングウォール (H19. 7. 21 供用開始) 高さ 12m×幅 4m</p>	<p>□敷地面積 185,426 m² (五十鈴公園全体)</p> <p>○体育館 (S39. 4 供用開始) 建築面積 3,748 m²、延面積 5,783 m² 地上3階・地下1階鉄筋コンクリート造</p> <p>○体育館別館 (S47. 4 供用開始) 建築面積 968 m²、延面積 1,093 m²</p> <p>○陸上競技場 (日本陸連第1種公認、国際陸連認証クラス2) (S43. 12 供用開始、H27~H29 大規模改修、H29. 10. 21 供用開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メインスタンド 建築面積 6,070 m²、延面積 11,378 m² 地上4階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・バックスタンド 建築面積 4,078 m²、延面積 5,699 m² 地上2階鉄筋コンクリート造 ・サイドスタンド 建築面積 5,047 m²、延面積 3,374 m² 地上1階・地下1階鉄筋コンクリート造 ・メインフィールド 400m×9レーン ・大型映像装置 <p>○補助競技場 (第3種公認) (H28. 4. 11 供用開始)</p> <p>○投てき場 (H28. 8 供用開始)</p> <p>○トレーニングセンター (H2. 3 供用開始) 建築面積 355 m²、延面積 345 m² 地上1階鉄骨造</p>	<p>□敷地面積 25,182 m²</p> <p>○野球場管理棟及びメインスタンド (S50. 8 設置) 地上2階鉄筋コンクリート造</p> <p>○芝生スタンド 8,971 m²</p> <p>○グラウンド1面 13,787 m² (両翼 92.8m、ホームセンター間 120m)</p>	<p>□敷地面積 21,055 m²</p> <p>○管理棟 100 m²</p> <p>○10m射場 (第2種射撃場) (S49. 8 設置、H29 建替、H30 供用開始予定) 建築面積 731 m²、延床面積 722 m² 地上1階鉄骨造 28射座</p> <p>○50m射場 (第2種射撃場) (S48. 3 設置、H29 改修、H30 供用開始予定) 射座棟 建築面積 504 m²、延床面積 504 m² 地上1階鉄骨造</p> <p>標的棟 建築面積 73 m²、延床面積 21 m² 地上1階鉄骨造 26射座</p>
施設の設置目的 (役割)	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。	
施設運営の基本的な方向性(運営方針)	<p>①生涯スポーツ振興と競技力向上の拠点となる総合的スポーツ施設としての機能を十分発揮するよう、管理運営を行う。</p> <p>②競技環境の質の維持及び安全性の向上に努める。</p> <p>③効果的かつ効率的な管理運営を行う。</p> <p>④利用者の視点に立った管理運営を行う。</p>	<p>①競技環境の質の維持及び安全性の向上に努める。</p> <p>②効果的かつ効率的な管理運営を行う。</p> <p>③利用者の視点に立った管理運営を行う。</p> <p>④利用者拡大に努め、スポーツ振興に寄与する。</p>	<p>①競技環境の質の維持及び安全性の向上に努める。</p> <p>②効果的かつ効率的な管理運営を行う。</p> <p>③利用者の視点に立った管理運営を行う。</p> <p>④利用者拡大に努め、スポーツ振興に寄与する。</p>		
成果目標	施設利用者数 501,000 人	施設利用者数 352,000 人	施設利用者数 35,800 人	施設利用者数 930 人	
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額	<p>1,565,649千円</p> <p>〔 31年度 312,101千円 32年度 311,071千円 33年度 318,693千円 34年度 312,713千円 35年度 311,071千円</p>	<p>331,200千円</p> <p>〔 31年度 65,899千円 32年度 67,293千円 33年度 67,130千円 34年度 65,735千円 35年度 65,143千円</p>	<p>105,000千円</p> <p>〔 31年度 21,000千円 32年度 21,000千円 33年度 21,000千円 34年度 21,000千円 35年度 21,000千円</p>	<p>2,010千円</p> <p>〔 31年度 402千円 32年度 402千円 33年度 402千円 34年度 402千円 35年度 402千円</p>	

2 議案第2号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第9号)【地域連携部関係】について
 平成29年度一般会計補正予算(第9号) 主要項目一覧表

(単位:千円)

款 項 目	事 業 目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補 正 の 概 要
一般会計 (第2款)		14,778,131	18,510	14,796,641	
総務費 (第6項)		14,778,131	18,510	14,796,641	
地域振興費 (第1目)		7,706,653	18,510	7,725,163	
地域振興費		4,092,734	18,510	4,111,244	
	給与費 人件費	2,704,793	18,300	2,723,093	人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増
(第7項) 選挙費 (第1目)		1,079,538	210	1,079,748	
選挙管理委員会費		45,195	210	45,405	
	選挙管理委員会総務費 人件費	38,161	210	38,371	人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増

3 議案第81号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号)【地域連携部関係】について
平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号) 主要項目一覧表

(単位:千円)

款 項 目	事 業 目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補 正 の 概 要
一般会計 (第2款)		14,796,641	△ 189,315	14,607,326	
総務費 (第6項)		14,796,641	△ 216,985	14,579,656	
地域振興費 (第1目)		7,724,953	△ 251,616	7,473,337	
地域振興費		4,111,034	△ 28,333	4,082,701	
(第2目)	木曾岬干拓地整備事業費				
市町振興費	木曾岬干拓地整備事業費	677,750	△ 21,281	656,469	環境影響評価の委託費の減等
		1,111,489	△ 217,496	893,993	
	市町振興費				
	住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費	83,687	△ 11,244	72,443	本人確認情報処理事務等に係る負担金の再計算に基づく減等
	市町村振興事業基金交付金				
	市町村振興事業基金交付金	891,483	△ 203,858	687,625	全国市町村振興宝くじの売りさばき額及び収益金額の確定による減
(第4目)					
交通政策費		972,103	△ 11,044	961,059	
	生活交通活性化促進事業費				
	鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	242,199	△ 11,156	231,043	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業における補助金の減
(第5目)					
資源対策費		553,945	16,057	570,002	
	県土基礎調査推進事業費				
	社会資本整備円滑化地籍整備交付金	114,429	16,203	130,632	国予算の追加配分に伴う増
(第7項)					
選挙費		1,079,748	△ 17,654	1,062,094	
(第9目)					
衆議院議員選挙費		1,016,875	△ 20,003	996,872	
	衆議院議員選挙費				
	衆議院議員選挙費	113,254	△ 19,981	93,273	衆議院議員選挙執行に伴う所要額の精査による減
(第12項)					
スポーツ推進費		5,991,940	52,285	6,044,225	
(第1目)					
スポーツ推進費		820,969	△ 18,406	802,563	
	体育スポーツ振興基金積立金				
	体育スポーツ振興基金積立金	306,351	△ 10,002	296,349	法人県民税超過課税分見込み額等の精査による減
(第2目)					
スポーツ施設費		5,170,971	70,691	5,241,662	
	スポーツ施設整備運営費				
	三重交通Gスポーツの杜鈴鹿事業費	422,803	△ 46,310	376,493	施設整備にかかる工事請負費の執行額の減
	三重交通Gスポーツの杜伊勢事業費	4,470,089	122,940	4,593,029	陸上競技場整備工事にかかる所要額の精査による増
(第11款)					
災害復旧費		-	27,670	27,670	
(第6項)					
鉄道施設災害復旧費		-	27,670	27,670	
(第1目)					
鉄道施設災害復旧費		-	27,670	27,670	
	鉄道施設災害復旧費				
	伊賀鉄道災害復旧支援対策費	-	27,670	27,670	台風第21号により被災した伊賀鉄道伊賀線について、伊賀市が実施する災害復旧事業に対応するため

平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号) 繰越明許費一覧表

(単位:千円)

事業名	繰越額	説明
[県土基礎調査推進事業費] 社会資本整備円滑化地籍整備交付金	62,451	国予算に基づき実施する事業で、完了が平成30年度になるため
[鉄道施設災害復旧費] 伊賀鉄道災害復旧支援対策費	27,670	国の鉄道災害復旧事業により実施する補助事業で、完了が平成30年度になるため

平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号) 主な債務負担行為一覧表

事 項	期 間	限度額	左の財源内訳		説 明
			県 費	その他	
三重県情報ネットワーク等におけるデータセンターの使用に係る契約	平成29年度 ～ 平成30年度	千円 56,901	千円 56,901	千円 0	平成30年度初日から業務を円滑に遂行するため、平成29年度中に契約を行うもの
住民基本台帳ネットワークシステム 県内ネットワーク監視及び保守委託契約	平成29年度 ～ 平成30年度	21,119	21,119	0	平成30年度初日から業務を円滑に遂行するため、平成29年度中に契約を行うもの

○三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

4 議案第 29 号 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案について

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第八項、第百四十二条第十一項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における法第百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第三号及び第四号のピラ（以下「ピラ」という。）の作成並びに法第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスター（同項第四号の三のポスターにあつては、三重県知事の選挙の場合に限る。以下「ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第二条 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内において、無料で、選挙運動用自動車を使用し、又はピラ及びポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により三重県に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>一、(略)</p> <p>二、ピラを作成する場合 候補者一人について、 <u>第五条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にピラの作成枚数</u> <u>(当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数) を乗じて得た金額</u></p> <p>三、ポスターを作成する場合 候補者一人について、<u>第六条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数</u>（当該作成枚数が、当該選挙区（三重県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び三重県知事の選挙にあつては、当該選挙の行わ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第八項、第百四十二条第十一項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における法第百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第三号のピラ（以下「ピラ」という。）の作成並びに法第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスター（同項第四号の三のポスターにあつては、三重県知事の選挙の場合に限る。以下「ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第二条 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内において、無料で、選挙運動用自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により三重県に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>一、(略)</p> <p>二、ポスターを作成する場合 候補者一人について、<u>第五条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数</u>（当該作成枚数が、当該選挙区（三重県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び三重県知事の選挙にあつては、当該選挙の行わ</p>

れる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額

(契約締結の届出)

第三条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、三重県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

- 一 (略)
- 二 ピラを作成する場合 ピラの作成を業とする者との間におけるピラの作成に関する有償契約
- 三 ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

第四条 三重県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- 一・二 (略)

2 (略)

(ピラの作成に係る公費の支払)

第五条 三重県は、候補者(第三条の規定による届出をした者に限る。)が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業

れる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額

2 候補者(三重県知事の場合に限る。以下この項において同じ。)は、ピラを作成する場合において、候補者一人について、第六条に定めるところにより算定した金額にピラの作成枚数(当該候補者を通じて法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ピラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(契約締結の届出)

第三条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、三重県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

- 一 (略)
- 二 ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約
- 三 ピラを作成する場合 ピラの作成を業とする者との間におけるピラの作成に関する有償契約

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

第四条 三重県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- 一・二 (略)

2 (略)

とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合
七円五十一銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合
三十七万五千五百円と五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限り。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限り。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業

者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一・二 (略)

とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一・二 (略)

(ビラの作成に係る公費の支払)

第六條 三重県は、候補者(三重県知事の選挙において、第三條の規定による届出をした者に限る。)が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第四百二十二條第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。)を、第二條第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合
七円五十一銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合
三十七万五千五百円と五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。)

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例」に基づく報告について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	地籍調査費負担金	津市 津市西丸之内23番1号	41,573 (H30.4)	県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。	(目的・理由) 土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	①公共財 土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公共性を有する。	水資源・地域プロジェクト課	総務費	地域振興費	資源対策費	県土基礎調査推進事業費
2	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7番29号	12,751 (H30.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	同上	御浜町 南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1	22,500 (H30.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	社会資本整備円滑化地籍整備交付金	津市 津市西丸之内23番1号	16,528 (H30.4)	同上	(目的・理由) 社会資本整備を計画している地域において、用地取得の円滑化を図るとともに土地境界情報を整備しておくことで事前防災・減災に貢献する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5	同上	名張市 名張市鴻之台1番町1番地	19,158 (H30.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	同上	紀宝町 南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地	22,980 (H30.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	三岐鉄道株式会社 四日市市富田三丁目22番83号	47,500 (H30.4)	鉄道事業者が行う安全性の向上のために必要な設備整備等に要した経費の一部を国、沿線市町と協調して補助する。	(目的・理由) 鉄道事業者の安全な鉄道輸送の確保を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	⑤シビルミニマム 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図る。	交通政策課	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
8	同上	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	65,760 (H30.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
9	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116番地	24,146 (H30.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
10	同上	一般社団法人養老線管理機構 大垣市丸の内2丁目29番地	10,550 (H30.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
11	同上	伊勢鉄道株式会社 鈴鹿市桜島町1丁目20番地	83,600 (H30.4)	鉄道事業者が行う輸送の安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費を国と協調して補助する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	広域鉄道維持確保対策事業費
12	地域間幹線系統確保維持費補助金	三重交通株式会社 津市中央1番1号	251,394 (H31.3)	乗合バス事業者が運営する広域幹線バス路線の欠損額及び車両購入の減価償却費にかかる補助対象経費に対し、国1/2、県1/2以内の割合で補助する。	(目的・理由) 地方バス運行の維持を図り、もって地域住民の福祉を確保する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	生活交通活性化促進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
13	スポーツ団体等活性化補助金	公益財団法人三重県体育協会 鈴鹿市御園町1669	17,982 (H30.4)	三重県体育協会の事業に要する経費を補助する。	(目的・理由) 三重県体育協会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 三重県体育協会は、本県のアマチュアスポーツを統轄する団体であり、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。	スポーツ推進課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ推進費	地域スポーツ推進事業費
14	同上	一般財団法人三重県武道振興会 津市北河路町19番地1	11,956 (H30.4)	三重県武道振興会の事業に要する経費を補助する。	(目的・理由) 三重県武道振興会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 三重県武道振興会は、各種の武道大会や武道教室を開催しており、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。	同上	同上	同上	同上	同上
15	新三重武道館整備費補助金	同上	45,202 (H30.4)	新三重武道館が津市産業・スポーツセンター内に移転整備されたのに伴い、旧三重武道館の処分等に要する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 三重武道館の円滑な機能移転を支援することにより、本県のさらなる武道振興に寄与する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 三重武道館の円滑な機能移転で本県のさらなる武道振興が図られることにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成に寄与するものであることから、公益性を有する。	同上	同上	同上	スポーツ施設費	スポーツ施設整備運営費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
16	広域的拠点スポーツ施設整備費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	50,000 (未定)	市町が行う一定規模以上の体育館の整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 全国的なスポーツ大会や交流の場等としての機能を重視した施設の整備を支援し、本県スポーツの振興を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 「三重県スポーツ施設整備計画」の具体化を進めるために市町が行う「広域的拠点施設」の整備であることから、公益性を有する。	スポーツ推進課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ施設費	スポーツ施設整備運営費
17	三重県競技力向上対策本部負担金	三重県競技力向上対策本部 津市広明町13	137,908 (H30.4)	本県競技スポーツ水準の向上を図るために要する経費を負担する。	(目的・理由) 三重県競技力向上対策本部の事業経費を負担することにより、本県競技スポーツ水準の向上を効果的に推進する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 本県競技スポーツ水準の向上を図ることで、本県選手がオリンピック競技大会や国民体育大会等の国内外の大会で活躍することは、県民に夢や感動を与え、一体感の醸成につながるものであることから、公益性を有する。	競技力向上対策課	同上	同上	スポーツ推進費	競技力向上対策事業費
18	第76回国民体育大会開催準備委員会負担金	第76回国民体育大会三重県準備委員会 津市広明町13	55,053 (H30.4)	国民体育大会の開催準備に要する経費を負担する。	(目的・理由) 第76回国民体育大会三重県準備委員会の事業経費を負担することにより、国民体育大会の開催準備を円滑に推進する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 国体は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。	国体・全国障害者スポーツ大会準備課	同上	同上	同上	第76回国民体育大会開催準備事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
19	第76回国民体育大会市町競技施設整備費補助金	名張市 名張市鴻之台1番町1番地	264,571 (H30.6) (H31.3)	第76回国民体育大会の競技会場となる名張市が実施するホッケー競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。	(目的・理由) 第76回国民体育大会の競技会場となる施設の整備促進を図り、大会の円滑な運営に資する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 国体は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。	国体・全国障害者スポーツ大会準備課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ推進費	第76回国民体育大会開催準備事業費
20	同上	第76回国民体育大会鈴鹿市準備委員会 鈴鹿市神戸一丁目18番18号	213,840 (H31.3)	第76回国民体育大会の競技会場となる鈴鹿市において設立された第76回国民体育大会鈴鹿市準備委員会が実施する馬術競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
21	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金	株式会社エムアンドエムサービス 大阪市中央区北浜2丁目6番26号	285,243 (H30.4)	紀南地域の集客交流の推進に向け、平成18年度に公募により決定した民間事業者が整備運営する紀南中核的交流施設の整備等に係る費用の一部を補助する。	(目的・理由) 紀南地域の集客交流の促進を図り、もって紀南地域の振興に資する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	④市場の不完全性 東紀州地域は地域経済が停滞し過疎高齢化が進行するなど地域の活力が低下しており、当地域の活性化を図るための地域資源を活用した集客交流の取組には行政による関与が必要である。	東紀州振興課	同上	地域振興費	地域振興費	東紀州地域集客交流推進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
21	鉄道災害復旧事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116番地	27,670 (H30.3)	災害を受けた鉄道施設の原形復旧を図るため、当該災害復旧事業に要する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 鉄道事業者の安全な鉄道輸送の確保を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	⑤シビルミニマム 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図る。	交通政策課	災害復旧費	鉄道施設災害復旧費	鉄道施設災害復旧費	鉄道施設災害復旧費